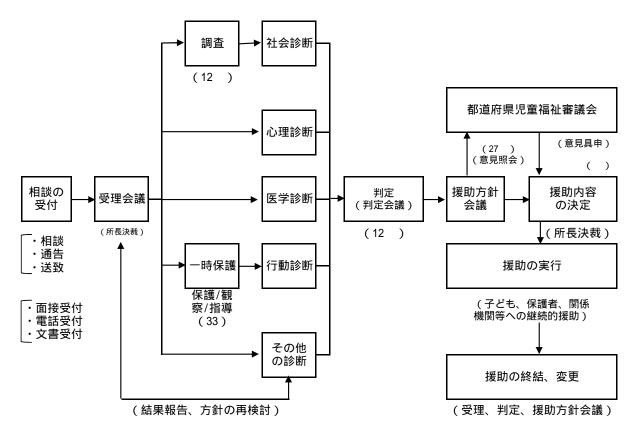
# こども女性相談総室 (中央児童相談所) 児童相談所の業務

# 1 相 談 業 務

# (1) 相談の種類と主な内容

養 護 相 談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働 及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ど も、親権を喪失・停止した親の子、 後見人を持たぬ児童等 環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に 関する相談。
障 害 相	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
談	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学 習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行 為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署 からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為が あったと思料されても警察署から法第25条による通告の ない子どもに関する相談。
超談	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、 落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活 習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子 どもに関する相談。
成相	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
談	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の	他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談。

# (2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



_	
接	援助
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27 )
(1)措置によらない指導(12)	指定発達支援医療機関委託(27)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置(27)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施(33の6)
ウ 他機関あっせん	5 市町村への事案送致 (26 )
(2)措置による指導	福祉事務所送致、通知(26 、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26 、27 )	都道府県知事、市町村長報告、通知(26 、 、 、 )
イ 児童委員指導 (26 、27 )	6 家庭裁判所送致 (27 、27の3)
ウ 市町村指導 (26 、27 )	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26 、27 )	ア 施設入所の承認 (28 )
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導(27 )	イ 特別養子縁組適格の確認の請求(33の6の2)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導(26 、27	) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26 、27 )	エ 後見人選任の請求(33の8)
(3)訓戒、誓約措置(27)	オ 後見人解任の請求 (33の9)
	(数字は児童福祉法の該当条項等)

# (3) 相談の状況

令和2年度に児童相談所が受け付けた相談の総件数は936件で、前年度の1,267件に比べて331件減(前年度比73.9%)となった。

養護が 571件(61.0%)と最も多く、次いで障害が 274件(29.3%)、育成が 68件(7.3%)となっている。

増加した相談種別は言語発達障害等相談(1件増)となっている。

減少した相談種別は、児童虐待相談(65件減)、養護(その他)相談(77件減)、重症心身障害相談(3件減)、知的障害相談(64件減)、発達障害相談(6件減)、ぐ犯等相談(11件減)、触法行為等相談(1件減)、性格行動相談(19件減)、不登校相談(8件減)、育児・しつけ相談(5件減)となっている。

相談の経路別の受付状況については、家族・親戚からの相談が 315件(33.7%)で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が 225件(24.0%)、学校等からの相談が 98件(10.5%)などとなっている。

表 1	相談種類別児童受付数
12	10吹作表別ルルモスロ奴

		養	護			匯	章	1	害		非	行		育	成			
区	分	児童虐待	その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ 犯 等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
315	丰度	560	153		2		<del>ਹ</del> 1	3	327	13	17	9	64	10	21	5	82	1,267
2	件数	495	76		2		2	0	263	7	6	8	45	2	21	0	9	936
年	割合(%)	52.9	8.1		0.2		0.2		28.1	0.7	0.6	0.9	4.8	0.2	2.2		1.0	100
度	前年比	-65	-77	0	0	0	1	-3	-64	-6	-11	-1	-19	-8	0	-5	-73	-331

表 2 経路別児童受付数

	X	分	県・市町村	県・市福祉事務所	児童委員	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察・家裁	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	件	数	91	56	2	33	1	0	225	7	98	4	315	85	12	7	936
2	割合	(%)	9.7	6.0	0.2	3.5	0.1		24.0	0.7	10.5	0.4	33.7	9.1	1.3	0.7	100

令和2年度の相談措置・処理件数は1,166件である。うち、助言指導で処理したものが979件(84.0%)、継続指導としたものが8件(0.7%)、児童福祉司指導としたものが46件(3.9%)、児童福祉施設入所としたものが14件(1.2%)となっている。

表 3 措置・処理の状況

		<del></del>											
	X	分	助言指導	継続指導	他機関あっ せん	児童福祉司指導	市町村送致	は 通 知 温祉事務所送致又	児童福祉施設入所	里親委託	利 用 契 約障害児施設等への	その他	計
	件	数	979	8	7	46	0	5	14	4	4	99	1,166
割	一合	(%)	84.0	0.7	0.6	3.9	0.0	0.4	1.2	0.3	0.3	8.5	100

(措置・処理件数の中には、前年度未処理のものも含まれる。)

# ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容は表4のとおりである。

主な理由としては、家族環境(虐待、経済的理由等)から生じたものが 631件(99.1%)と 最も多い。その中に虐待相談 501件(78.6%)が含まれている。

処理の内訳は、面接指導が 546件(85.7%)、児童福祉施設入所が13件(2.0%)、里親委託が 4件(0.6%)となっている。

表 4 養護相談の理由別処理件数

			由別	家出(失踪含)	死亡	離婚	傷病		環 境	その他	計	
処 珰	. 1	<u> </u>		(失踪含)	、山 死 亡   離 如 <sup>踪含)</sup>   死 亡   離 如		(入院含)	虐待	その他	ての他	ПI	
児童神	冨祉	施設	入所				1	8	4		13	
里	親	委	託					1	3		4	
面	接	指	導				3	438	104	1	546	
そ	Ø,	)	他					54	19	1	74	
	言	t		0	0	0	4	501	130	2	637	

里親及びファミリーホーム委託状況について

登録里親数 35人のうち実際に委託を受けた里親は 15人(受託率 42.9%)、委託里子数は 30人となっている。また、ファミリーホームへの委託児童数は8人となっている。

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定したものである。里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

表5-1 管内の里親・里子の状況 (令和3年3月末現在)

里親登録数	委 託	里 親	委託里子数
主机豆球纹	実数	受託率(%)	女癿主丁奴
35	15	42.9	30

表5-2 管内のファミリーホームの状況 (令和3年3月末現在)

施	設	数	- 141	委	託	児	童	数
		3						8

# 虐待相談(養護相談の再掲)

虐待相談の処理件数は 501件で、前年度に比べ 18件減少した。 虐待の種類別の処理件数は、表 6~10のとおりである。

表 6 虐待相談の種類別件数

[2	☑ 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
3	31年度	121	0	288	110	519
2	件数	144	10	241	106	501
年	计数		(1)		(6)	(7)
度	割合(%)	28.7	2.0	48.1	21.2	100.0

注:()内は電話相談の再掲

表 7 処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あっ せん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
31年度	463		7	29	7	2	3	8	519
2 年度	435		3	40	9	1		13	501
2 牛皮	(6)							(1)	(7)

注:()内は電話相談の再掲

表 8 通告経路

10	加口汽车	1														
×	☑ 分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人(再掲)
3	31年度	33	27	97	9	2		1	2	22	198	74	17	37	519	9
:	2 年度	69	5	54	15	5		6	5	17	201	96 (7)	13	15	501	21

注:()内は電話相談の再掲

表 9 虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実	実母以外の母親	祖父	祖母	そ の 他	不詳	計	両親 ( 再掲)
31年度	226	18	271	2			2		519	84
2 年度	188 (1)	26	268 (6)	5	5	7	2		501 (7)	44

注:( )内は電話相談の再掲

表10 被虐待児童の年齢別内訳

		/\	身	体的	1 虐	待	性	的	虐	待	心	理的	1 虐	待	保護	の怠	慢・	拒否		盲	†	
	X	分	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計
	0 ~ 3	3歳未満	4	2		6				0	33	27		60	15	9		24	52	38	0	90
	3~学	檢前児童	19	11		30				0	37	42		79	5	16		21	61	69	0	130
	小	学 生	26	21		47				0	50	41		91	19	22		41	95	84	0	179
31 年 度	中	学 生	16	8		24				0	16	18		34	8	10		18	40	36	0	76
IX.	高校生	生・その他	4	10		14				0	14	10		24	6			6	24	20	0	44
	不	詳				0				0				0				0	0	0	0	0
		計	69	52	0	121	0	0	0	0	150	138	0	288	53	57	0	110	272	247	0	519
	0 ~ 3	3歳未満	7	8		15				0	22	34		56	9	9 (1)		18 (1)	38	51 (1)	0	89 (1)
	3~学	齡前児童	21	10		31		3		3	30	33		63	11	11 (1)		22 (1)	62	57 (1)	0	119 (1)
	小	学 生	33	23		56	1	1		2	38	32		70	17 (1)	28 (2)		45 (3)	89 (1)	84 (2)	0	173 (3)
2 年 度	中	学 生	20	15		35	1	3 (1)		4 (1)	19	14		33	5	9 (1)		14 (1)	45	41 (2)	0	86 (2)
1X	高校生	生・その他	5	2		7		1		1	6	13		19	4	3		7	15	19	0	34
	不	詳				0				0				0				0	0	0	0	0
		計	86	58		144	2	8 (1)		10 (1)	115	126		241	46 (1)	60 (5)		106 (6)	249 (1)	252 (6)	0	501 (7)

注:()内は電話相談の再掲

# イ 障害相談

障害相談の受付件数は、知的障害が 260件 (93.5%) と最も多く、次いで発達障害が 11件 (4.0%) などとなっている。

表 1 1 障害相談受付件数

	X	分	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
	件	数	2		5		260	11	278
ĺ	割合	î (%)	0.7	0.0	1.8		93.5	4.0	100

# ウ 非行相談

非行相談の処理件数は16件となっている。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表 1 2 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別			<	犯行為	為等相	談			触	法行為	為等相	談	
	暴	虚	浪	家出	自家金	ナイぐ	性的	そ	窃	障害	放火	そ	計
	+	言	費	•	銭	ĺ	逸	の	<b>`</b> Æ	• TD	· =	の	
処理	力	癖	癖	浮 浪	持出	等 吸	脱	他	盗	恐喝	弄 火	他	
児童福祉施設入所													0
面接指導	2			2	1			1	7			2	15
その他				1	·		·						1
計	2	0	0	3	1	0	0	1	7	0	0	2	16

# 工 育成相談

育成相談の受付件数は 67件で、性格行動が 45件(67.2%)、不登校が 2件(3.0%)、適性が 20件(29.9%)となっている。

表 1 3 育成相談受付件数

区分	Ì	性格行動	不 登 校	適 性	育児・しつけ	計
件数		45	2	20	0	67
割合(	%)	67.2	3.0	29.9	0.0	100

# 不登校相談の受付及び処理状況

不登校相談の受付件数は 2件で前年度と比べ 8件減少した。

処理では、助言指導が 2件となっている。

表 1 4 不登校相談受付件数

区分	31	年	度	2	年	度
件 数			10			2

表 1 5 不登校相談処理状況

X	分	助言指導	継続指導	他機関あっせん	福祉司指導	施設入所	障害児施設 利 用 契 約	計
件	数	2						2

# 2 判定業務

令和2年度の判定件数は238件で、前年度と比べて2件の増加となっている。 医学的診断指導件数は385件、心理診断指導件数は928件となっている。

表 1 6 相談種類別判定件数

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
31年度	30				1		180		6	3	7		9			236
2 年度	35				2		167	5	1	4	18		6			238

表 1 7 医学的·心理学的検査状況

	検査	医学	的部	<b>多断</b>	旨導	心	理	診	断	指	導
年度	対象者	診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	観察・指導	計
	児 童	88	227	123	438	192	60	74	5	282	613
31年度	保護者	106			106				1	222	223
31千皮	その他	25			25					40	40
	計	219	227	123	569	192	60	74	6	544	876
	児 童	63	154	71	288	185	59	107	8	286	645
2 年度	保護者	76			76	1			5	254	260
4 牛皮	その他	21			21					23	23
	計	160	154	71	385	186	59	107	13	563	928

表18 判定書(証明書等)の交付状況

区分	特別児童扶養手 当 診 断	障害児保育 意 見 書	その他 (福祉手当・障害証明書等)	計
31年度	1		71	72
2 年度	1		46	47

表19 愛護(療育)手帳の判定状況

区分	31年度	2 年度
件数	175	172

# 3 一時保護業務

# (1) 一時保護の状況

# ア 実人員及び延人員

令和2年度に一時保護(昼間一時保護、委託一時保護を含む。)した管内の児童の実人員の総数は119人で、前年度と比べ23人の増加となっている。

管内の延日数の総数は 2,867日で、前年度と比べ 170日の増加となっている。

表20 一時保護の状況

区分		中央児相の 一時保護	昼間一時保護	一時保護委託	計
31年度	実人員	27	5	64	96
31牛皮	延日数	1,258	5	1,434	2,697
2 年度	実人員	22	18	79	119
2 牛皮	延日数	485	18	2,364	2,867

# イ 相談種類別保護児童数

令和2年度に一時保護(昼間一時保護、委託一時保護を含む。)した管内の児童の実人員は、養護(虐待)が99人(83.2%)、養護(その他)、育成がそれぞれ8人(6.7%)、非行が4人(3.4%)の順となっている。

延日数では、養護(虐待)が 2,529日(88.2%)、養護(その他)が 212日 (7.4%)、育成が107日(3.7%)、非行が19日(0.7%)の順となっている。

表 2 1 相談種類別一時保護児童数

X :	分	養	護	障害	非 行	育成	保健・その他	計	
	7)	虐待	その他	"" 古	∃F 1J	月水	その他	āΓ	
31年度	実人員	73	11		7	5		96	
31千皮	延日数	2,117	117		144	319		2,697	
2 年度	実人員	99	8		4	8		119	
2 牛皮	延日数	2,529	212		19	107		2,867	

# (2) 中央児童相談所一時保護所(昼間一時保護を除く)の一時保護状況

# ア 実人員及び延日数等

令和2年度の実人員は22人で、前年度と比べて5人の減少となっている。延日数は485日、前年度と比べて773日の減少となっている。

また、1日平均の一時保護人員は、1.3人(前年度比2.1人減)、1人平均の一時保護日数は、22.0日(前年度比24.6日減)となっている。

#### イ 相談種類別保護児童数

令和2年度の実人員は、養護が17人(77.3%)、非行が1人(4.5%)、育成が4人(18.2%)となっている。

延日数では、養護が 411日(84.7%)、非行が14日(2.9%)、育成が 60日(12.4%)となっている。

12 4		·1·/\/		11///	ניי ו	小时	1/1/02	א נייי	トロライノ	170							
			養	護		障	害		非	行	首	j .	戉	保		1	1
Σ	<u></u> ₹	分	虐待	その他	肢体不自由	言語発達障害等	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	育児・しつけ	健・その他	計	日平均保護人員	人平均保護日数
	実。	人員	18	1					3		5				27	3.4	46.6
31	延日	∃数	771	58					110		319				1,258	5.4	40.0
年度	昼間	実人員	5												5		
及	一保	延日数	5												5		
	実ノ	人員	15	2					1		4				22	1.3	22
2	延日	∃ 数	355	56					14		60				485	1.3	22
年度		実人員	17						1						18		
	一保	延日数	17						1						18		

表 2 2 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

# ウ 日数別一時保護児童数

令和2年度の日数別一時保護児童数は、22日以上が13人(59.1%)と前年度と比べ8人減少しており、2ヶ月を超えての一時保護はなかった。

14日以内は9人(41.0%)と前年度と比べ5人増加している。

表 2 3 日        日
------------------

年 度	区分	1~7日	8~14日	15~21日	22~28日	29~60日	61日以上	計
31年度	一時保護	3	1	2	3	12	6	27
	昼間一保	5						5
2 年度	一時保護	8	1	0	7	6	0	22
2 年度	昼間一保	18						18

# エ 学年別一時保護児童数(昼間一時保護を除く)

令和2年度の実人員は、就学前児童数が0人(前年度同様)、小学生が12人(54.5%、前年度比3人増)、中学生が9人(40.9%、前年度比6人減)、高校生その他は1人(4.5%、2人減)となっている。

表 2 4 学年別一時保護児童数

			就	小	学	生	中	学	生	高 校 生	
区分		ì	学前	1 2 年生	3 ・ 4 年生	5・6年生	1 年生	2 年 生	3 年 生	女生・その他	計
	実人	、員			7	2	3	8	4	3	27
31	延日	数			268	128	87	404	275	96	1,258
年 度	昼間一保	実人員		1	2	1	1				5
及		延日数		1	2	1	1				5
	実人	、員		3	2	7	5	1	3	1	22
2	延日	数		57	57	105	174	9	80	3	485
年 度	昼間一保	実人員	6	3	1	2		1		5	18
[	利一间型	延日数	6	3	1	2		1		5	18

# オ 一時保護児童の退所先

令和2年度の退所先は、家庭引取が9人(41.0%、前年度比6人減)、児童養護施設入所が11人(50.0%、前年度比4人増)、その他が2人(9.1%、前年度同数)となっている。

表 2 5 一時保護児童の退所先の状況

年度	退所先	家庭引取	児童養護 施設	児童自立 支援施設	福祉型障 害児入所 施設(知的 障害児)	児童心 理治療 施設	家裁 所 送	その 他	計
31年度	一時保護	15	7	2		1		2	27
2 年度	一時保護	9	11					2	22

# (3) 委託一時保護の状況

# ア 相談種類別の状況

令和2年度の管内委託一時保護児童の実人員は79人(前年比15人増)で、養護(虐待)が67人(前年比17人増)、養護(その他)が6人(前年比4人減)などとなっている。 延日数は2,364日(前年比930日増)で、養護(虐待)が2,157日(前年比816日増)、 養護(その他)が156日(前年比97日増)などとなっている。

表 2 6 相談種類別委託一時保護の状況

						_			
X :	分	養	護	障害	非 行	育成	保健·	計	
	נע	虐待	その他	" " " " " " " " " " " " " " " " " " "	⊣⊢ 1J		その他	i ii	
04年度	実人員	50	10		4			64	
31年度	延日数	1,341	59		34			1,434	
2 年度	実人員	67	6		2	4		79	
2 年度	延日数	2,157	156		4	47		2,364	

# イ 委託先別の状況

令和2年度の委託先は、実人員79人のうち、児童福祉施設 49人(前年度比10人増)、 里親等18人(前年度比7人増)、警察5人(前年度比2人減)となっている。

延日数2,364日のうち、児童福祉施設2,019日(前年度比933日増)、里親等125日(前年度比27日減)、警察6日(前年度比4日減)などとなっている。

表 2 7 委託先別委託一時保護の状況

区 :	分	児童福祉 施 設	医療機関	里親等	警察	その他	計
31年度	実人員	39		11	7	7	64
31牛皮	延日数	1,086		152	10	186	1,434
2 年度	実人員	49	6	18	5	1	79
4 牛皮	延日数	2,019	210	125	6	4	2,364